

藤枝市 J-クレジット制度登録事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、事業所における二酸化炭素等の排出量の低減を図るため、J-クレジット登録等事業を行った市内に事業所を有する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「J-クレジット登録事業」とは、当該事業者が行うプロジェクトについてJ-クレジット制度に登録をし、又はJ-クレジット制度に登録を受けたプロジェクトに係る二酸化炭素等の排出量の削減又は吸収量を市場におけるクレジットとして認証を受ける事業をいう。

2 この要綱において「J-クレジット制度」とは、二酸化炭素等の削減量又は吸収量を経済産業省、環境省又は農林水産省が認証し、市場において取引するための制度及びこれに必要な付随する制度の総称をいう。

3 この要綱において「プロジェクト」とは、二酸化炭素等の排出量を削減し、又は二酸化炭素等を吸収する効果を有する事業をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、J-クレジット登録事業に要する経費のうち次に掲げる事務に係る委託料とする。

(1) プロジェクト計画書の作成

(2) 妥当性確認（プロジェクト登録の要件に適合しているかについて第三者が審査を行うことをいう。）

(3) 認証取得（プロジェクトが実施した二酸化炭素等の排出削減量又は二酸化炭素等の吸収量をJ-クレジット制度で認証を受けることをいう。）に係るモニタリング調査及び第三者検証

2 補助事業に寄附金その他の収入がある場合の補助対象経費は、前項の規定を適用して算定した額から、当該寄附金その他の収入の額を控除した額とする。

(補助額)

第4条 補助額は、補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数が生じたとき

は切り捨てるものとする。)とし、1事業所当たり55万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1事業所当たり1回限りとする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)を提出しなければならない。

- (1) J-クレジット制度プロジェクト登録申請書類(一式)の写し及びプロジェクト登録証の写し
- (2) 妥当性確認報告書の写し又は検証報告書の写し
- (3) モニタリング報告書の写し及びプロジェクト認証証の写し(第3条第1項第3号に係る申請の場合に限る)
- (4) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- (5) 寄附金その他の収入を証明する書類の写し(第3条第2項に係る申請の場合に限る)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定及び確定したときは、補助金交付決定及び確定通知書(第2号様式)により通知し、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。